

○です。

二人の就業先があまり離れておらず、この状況が常態化している場合は、「合理的な経路」とみなされます。

・「逸脱」と「中断」について

ここで、よく問題になる「逸脱」と「中断」についてお話ししましょう。

「逸脱」とは、通勤経路上で、就業又は通勤とは関係のない目的で、「合理的な経路」を外れること。

「中断」とは、通勤経路上で通勤とは関係のない行為を行うこと。

通勤途中で、日用品の購入、選挙権の行使、医療機関での受診行為等の日常生活上必要な行為を最小限度の範囲内で行う場合は、「逸脱」、「中断」の間を除き、合理的な経路に戻った後は、通勤災害と認められます。

ただし、帰宅途中に、映画を見たり、飲みに行ったりして、長時間経路を「逸脱」した場合、その後通勤経路に戻り事故に遭っても、通勤経路通勤災害とは認められません。

・帰宅途中、お惣菜を買うために友人の経営するお惣菜屋さんに立ち寄り2時間おしゃべりしたあと、店舗内で滑って転び怪我をした場合は？

×です。

この場合、日常生活上必要な行為であっても最小限度とは認められず、また、経路を逸脱した間の事故であるため、通勤災害とは認められません。

○「合理的な方法」とは？

住居と就業の場所との往復に労働者が用いる方法として、認められたものを言います。

公共交通機関の利用、自動車や自転車を本来の用法に従い使用する場合、徒歩等、通常用いられる方法は、いつも用いているか否かにかかわらず、一般的な方法といえます。

しかし、自動車の無免許、泥酔しての運転は合理的な方法とは認められません。

ただし、免許の不携帯は、必ずしも合理性を欠くとはいえず、労災保険の給付制限に留められる場合があります。

●次に、4です

○「業務の性質を有するもの」とは？

就業に際し、住居と就業場所を合理的な経路及び方法で往復する行為が、「業務災害」と解される場合があります。

業務とみなされた場合は、業務災害であり、通勤災害ではないよということなのです。

どのような場合か、といいますと、

・駅から事業所までの送迎バスに乗車中の事故

送迎バスの利用は、事業主の支配下にあるとみなされ業務起因性が認められます。

・休日や休暇中の会社からの緊急呼び出しで予定外に緊急出勤途上の事故

業務命令に従って出勤する途中の事故であり、業務災害として認められます。

つまり、通勤災害と認められるのは、通勤途上で、まだ事業主の支配下にあるとはいえない場合なのです。

●西尾の解説

帰宅途中で暴漢に襲われての怪我、ひったくりにあつての負傷のような
第三者の暴行傷害行為に起因する災害については、
その発生状況にもよりますが、
通勤に通常内在する危険が具体化したものとは認められず、
一般的には通勤災害には該当しません。

ただし、寂しい場所や、遅い時間帯に帰宅しなければならない場合、
同種の事件が多発しているなどの状況があれば通勤災害と認められる
ケースもあります。

野犬に咬まれた事例では、経験則に鑑み、通勤経路となる屋外で
一般的に発生しうる危険が具体化したものとして通勤災害として
認められた、というケースがあります。

~~~~~編集後記~~~~~

今回、通勤災害に力を入れすぎまして、  
トピックスはお休みさせていただくことになりました。  
ごめんなさい。

もう10月ですが、  
私は、毎年、秋のささやかなぜいたくとして、  
鱧と松茸(もちろん国産ではありません)の小鍋仕立て  
を楽しみにしています。

ところが、今年は、お手ごろ価格の鱧と松茸に  
お目にかかることができず、  
今年は、もう、無理のようです。

友人から、かぼすをたくさん頂戴したのに  
かぼすを使うお料理には恵まれず残念な秋です。

前回同様、とほほです。

\*\*\*\*\*

#### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝  
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル  
占出山町308 ヤマチュービル2F N10  
電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 \*

\*\*\*\*\*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>